

## 介護保険料の賦課誤りについて

介護保険料の賦課について、過年度の所得に変更が生じた場合、遡って変更（遡及賦課）することとされています。

このたび、遡及賦課事務処理においてシステム上の設定誤りが発覚し、一部の被保険者の方に対し、介護保険料を過大に徴収または還付していたことが判明いたしました。

深くお詫び申し上げますと共に、再発防止に努めてまいります。

### 1 概要

平成27年4月1日の介護保険法改正（第200条の2）により、介護保険料は、「当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して2年を経過した日以降は、賦課決定を行うことができない」とされました。

これまで、この「当該年度における最初の保険料の納期」について、システム上、普通徴収（納付書・口座振替）、特別徴収（年金からの天引き）どちらも普通徴収の最初の納期である7月31日として期間計算を行う設定になっておりました。

そのため特別徴収の方について、本来賦課決定できない期間に保険料の増額または減額の賦課更生を行っていたことが判明しました。

### 2 対象期間

平成27年度から令和3年度の保険料  
（平成29年度から令和5年度遡及賦課実施分）

### 3 対象人数及び金額

・過大徴収した人数及び金額	12人	320,700円
・過大還付した人数及び金額	10人	204,100円

### 4 今後の対応

・保険料を過大徴収した方につきましては、先にお詫びの文書をお送りしており、準備が整い次第順次返還通知を発送します。

・保険料を過大還付した方につきましては、遡及賦課できる2年を経過していることから、返還は求めません。

### 5 再発防止について

再発防止に向けて、法改正の際には、必要なシステム設定が確実に実施されるよう複数の職員で必要の有無などの対応を検討し、その対応を確実に実施できるようシステム委託業者との連携体制を整えてまいります。

【問い合わせ】 もとす広域連合介護保険課

Tel 058-320-2220